

NEWS RELEASE

2019年4月24日

各位

株式会社 北陸銀行

ほくぎん住宅ローンの商品内容の一部改定について

北陸銀行(頭取 庵 栄伸)では、「ほくぎん住宅ローン」につきまして、商品内容を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

金利につきましては、<u>新規実行時に適用する金利をお申し込み時点の金利とさせて</u> いただきます。

また、住宅メーカー経由でお申し込みのお客さまにつきまして、<u>お借入ができる年</u> 収の制限(350万円)を撤廃し、その他の商品と同様に「安定的かつ継続的な収入の ある方」とさせていただきます。

北陸銀行では、引き続きお客さまにご満足いただけるよう、きめ細かなサービスを 提供してまいります。

記

<改定内容>

1. 住宅ローン新規実行時の適用金利(フラット35を除きます)

変更前	変更後
お申し込み時の金利ではなく、ご融資 実行時の金利が適用	お申し込み時点の金利が適用 (但し、金利適用はお申し込みから6か 月とします)

※お借入時の基準金利が上昇していても、お申し込み時点の金利が適用されますので、 低金利のメリットが享受できます。

2. 住宅メーカー経由でお申し込みのお客さまの年収制限の撤廃

変更前	変更後
年収 350 万円以上の方	安定的かつ継続的な収入がある方
(富山、石川、福井)	(年収制限を撤廃します)

※全てのお客さまがお申し込み可能となりました。

審査の結果、お借入のご希望に沿いかねることもございますので、ご注意願います。

3. 改定日

2019年4月24日 (水)

以上

本件に関するお問い合わせ先 北陸銀行 リテール推進部 TEL(076)423-7111